

薬局 掲 示 情 報

【 はるか薬局 秋葉原店 】

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です

受付時間帯及び夜間・休日等加算の対象となる日

■ 受付時間

月～土曜日 9：00～18：00

※第2土曜日 10：00～18：00

休局日 日曜・祝日、年末年始

■ 夜間・休日等加算の対象となる時間帯

平日 19 時以降、土曜日 13 時以降および日曜・祝日、年末年始の調剤は、時間外、休日、深夜、夜間・休日等加算の対象となりますので、患者様の自己負担金が増えます

■ 緊急時連絡体制

施設基準の係る届出をしているので、時間外・休日・夜間の緊急調剤、ご相談に応じます
・時間外・休日・夜間 03-5816-5759（転送にて対応）

保険調剤に関する体制等の情報

■ 薬剤服用歴への記録について

患者さまの服用薬剤の種類や服用経過、アレルギーや副作用等の記録をし、複数の病院・医院から処方されているような場合には服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。お薬を安全に正しく服用していただくために、患者さまごとに薬剤服用歴の記録を作成しています。また患者さまの求めに応じたお薬手帳、長期投与の情報を提供した際、薬剤情報の提供料を算定しています。

■ 調剤基本料

当薬局では、厚生労働省の定める基準により、**調剤基本料 1**（45点）を算定しています

■ 後発医薬品（ジェネリック）体制加算

当薬局では、厚生労働省の定める基準を充たしていますので、**後発医薬品調剤体制加算 2**（28点）を算定しています

後発（ジェネリック）医薬品への代替調剤に積極的に対応していますので、ご希望の方はお気軽にお申し出ください。ただし、お薬の種類によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■ 連携強化加算

当薬局では、厚生労働省の定める基準を充たしていますので、**連携強化加算**（5点）を算定しています

■ 医療DX推進体制整備加算

当薬局では、厚生労働省の定める基準を充たしていますので、**医療DX推進体制整備加算**を算定しています

- ・オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードを保険証として利用できます。また、電子カルテ情報共有サービス等を活用した服薬指導が可能です。
- ・電子処方箋の受付体制を整備しています。
- ・オンライン服薬指導を行う体制が整っています。

■選定療養について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は生じません

■災害、新興感染症等への対応

当薬局では災害や新興感染症等の発生時、他薬局等との連携に係る体制として、次に掲げる体制整備に努めております

- ① 災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制
- ② 行政機関、地域の医療機関、薬局または関係団体等と適切に連携するため、災害や新興感染症発生時等の対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的に参加する体制
- ③ 災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し必要な対応を行う体制

※通常より新型コロナ抗原定性検査キットの販売、個人防護用具の備蓄を行っております

在宅訪問薬剤管理指導

■在宅患者訪問薬剤管理指導料

居宅において療養を行っておられる患者さまのうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。

ご希望される場合は薬局までお申し出下さい。（担当医師の了解と指示書が必要です）

明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療日の自己負担の方について、明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点、御理解いただき明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨お申し出下さい。

保険外サービス等の費用請求について

・当薬局では、お薬の飲み間違い・飲み忘れ防止のため、保険適用外となるサービス（自費）による一包化調剤を行っております。費用は日数により異なります。

ご希望の方は受付までお申し出ください。

1～7 日分	340 円
8～14 日分	680 円
15～21 日分	1,020 円
22～28 日分	1,360 円
29～35 日分	1,700 円
36～42 日分	2,040 円
43 日以上	2,400 円

・（容器代）

1 個 100 円

健康サポートについて

当薬局では健康相談を積極的に行っています。ご希望の方は、いつでも気軽にご相談ください

個人情報保護方針

1 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- <1> 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- <2> 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- <3> 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- <4> 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- <5> 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- <6> 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- <7> 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します

- <1> 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- <2> 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- <3> 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- <4> その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の利用目的

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。

また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたらお気軽にお問い合わせください。

- ・ 当薬局における調剤サービスの提供
- ・ 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- ・ 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・ 病院、診療所などからの照会への回答
- ・ 家族などへの薬に関する説明
- ・ 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- ・ 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ・ 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当薬局内で行う症例研究
- ・ 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- ・ 外部監査機関への情報提供

はるか薬局秋葉原店ではマイナンバーカードがご利用できます

(オンライン資格確認)

はなの木薬局全店にて、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

薬局の受付にある専用機器に、マイナンバーカードを置き、顔認証を行うことで利用ができます。

利用申込受付中!

マイナンバーカードが
健康保険証として
利用できます!



申込方法は
特設ページでも
確認できます!



※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

【薬局でのメリット】

① 正確な保険情報の確認が可能

患者様の保険資格がその場でスムーズに確認でき、患者様の窓口でのやり取りの負担が軽減できます。また、高額療養制度における限度額を超える窓口での支払い手続き不要等の作業簡略化ができます。

② 患者様の医療情報の入手による正確な医療の提供

患者様の同意の上、薬剤情報や特定健診等情報の閲覧も可能で、かかりつけ以外の医療機関・薬局でも患者様の最新情報が確認でき、より多くの情報を元に、いつでもどこでも適切かつ迅速な服薬指導ができます。

【マイナンバーカードの利用方法】

1.受付に設置してある顔認証付きカードリーダーに、自身のマイナンバーカードをセット。

※事前にマイナンバーカードに健康保険証利用の申し込みが必要です。

2.本人確認方法を顔認証または暗証番号のどちらかを選択し認証。

3.お薬情報、特定健診情報の同意について選択。

**医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認!**

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



どんないいことがあるの？

より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる!



カードリーダーのある医療機関等でマイナ保険証を利用したとき、初診料等が低くなる!
さらに、災害時にも利用可能!

自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!



手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!



オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!



健康保険証としてずっと使える!

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

電子処方箋に関するご案内

はなの木薬局全店で、電子処方箋に対応しています

電子処方箋とは？

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた**処方せん**を**電子化**したものです

ご利用方法はカンタン！

電子処方せんを利用するためには大きく **3step!**

Step.1 医療機関の窓口で電子処方せんを選択

Step.2 電子処方せん対応薬局で受け付け

Step.3 調剤されたお薬を受け取る

マイナンバーカードでもっと便利に！

マイナンバーカードをご利用いただくと、よりよい医療を受けられることができます。まだマイナンバーカードを持ちでない方はまずはマイナンバーカードの申請を！



マイナンバーカードの
申請方法はこちら
<https://www.kojinban-go-card.go.jp/apply>



電子処方箋のメリット

メリット

01

複数の医療機関・薬局間での情報共有が可能に！

複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報を医師・薬剤師と共有することができます。同じ成分のお薬をもらうこと（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを防ぐことができ、安心安全な医療に繋がります。

メリット

02

自分のお薬情報が確認できる！

マイナポータルでご自身の直近のお薬情報を確認することができます。飲み合わせの確認等が可能になり、日常生活におけるお薬関連のリスクを抑えることができます。

メリット

03

診療やお薬の受け取りが便利になる！

処方せんが電子化されるため、薬局に処方せん情報をあらかじめ送ることができます。オンライン診療なども受けやすくなります。

皆様へのお願い

電子処方箋をご利用されたい場合は、お手数ですが受診される医療機関が対応しているかご確認ください。

もっと詳しく知りたい方は！



詳しくはこちら！

電子処方せん

またはリーフレットを確認！



 **厚生労働省** ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程・重要事項について

株式会社 KOKUBO
令和7年5月1日作成

■指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

1. はるか薬局 秋葉原店（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、はるか薬局 秋葉原店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、はるか薬局秋葉原店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
2. 通常、月～土曜日は 午前9：00～午後6：00、
但し、第2土曜日は 午前10：00～午後6：00
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、中央区、千代田区、荒川区、墨田区、江東区、台東区、北区、足立区、葛飾区、江戸川区の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

なお、自動車等を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道 15km超 500円

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. はるか薬局秋葉原店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、はるか薬局秋葉原店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和7年5月1日より施行する。

■指定居宅療養管理指導業者 重要事項について ※運営規程と重複するところは省略

事業者概要

事業所名称	はるか薬局 秋葉原店 (東京都都知事指定居宅療養管理指導サービス事業所)
事業所の所在地	東京都台東区台東1-4-2 柿澤ビル 1F 2F
指定番号	東京都指定 1340655894 号
代表者名	株式会社KOKUBO 代表取締役 久保 遥
電話番号	03-5816-5759

職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	2名	・常勤者 (1名) ・非常勤者 (1名)
事務員	2名	・常勤者 (1名) ・非常勤者 (1名)

担当薬剤師

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業所は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)

緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。但し、公費負担医療を受けておられる方は利用料免除になる場合があります。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費

- | | | | | |
|------------------|------|-----------|-------------|--------|
| 1. 単一建物居住者が1人 | 1割負担 | 518円、2割負担 | 1,036円、3割負担 | 1,554円 |
| 2. 単一建物居住者が2～9人 | 1割負担 | 379円、2割負担 | 758円、3割負担 | 1,137円 |
| 3. 単一建物居住者が10人以上 | 1割負担 | 342円、2割負担 | 684円、3割負担 | 1,026円 |

- ・ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなす。
- ・1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の居宅療養管理指導費は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。
- ・居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。
- ・算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。
ただし、がん末期患者及び在宅中心静脈栄養法、医療用麻薬持続注射療法対象となる患者の場合は、1週に2回、かつ、月に8回を限度。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき 1割負担 100円、2割負担、200円、3割負担 300円
(①に加算)

ただし、医療用麻薬持続注射療法をされている場合を除く

③医療用麻薬持続注射療法をされている場合

1回につき 1割負担 250円、2割負担、500円、3割負担 750円

④在宅中心静脈栄養法をされている場合

1回につき 1割負担 150円、2割負担、300円、3割負担 450円

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。

算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

注4) 中山間地域等における小規模事業所加算(上記提供料10%)、中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算(提供料と事業所加算を加えた5%)に該当する場合所定の費用を追加で算定いたします。

苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

- ・はるか薬局 秋葉原店
連絡先 : 03-5816-5759 (休日・時間外は転送電話にて対応いたします)
- ・岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係
連絡先 : 058-275-9826

事故処理居宅療養管理指導等サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及びご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。